

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

地域と行政が協働し新たな福祉社会づくりを進めていくことを表すものとして、従前計画の理念を継承し、次のように設定します。本理念はまた、『東大阪市第2次総合計画』の基本理念「人間尊重のまちづくり」「市民参加のまちづくり」「豊かさを創造するまちづくり」を、地域福祉の観点から表すものです。

<基本理念>

**すべての人が地域で個性を尊重しあい、支えあい、
共に生きる 安心と活力の福祉コミュニティの実現**

(1) すべての人の個性の尊重

市民一人ひとりがサービスの利用者であり、また、支援者でもあります。市民一人ひとりが地域づくりの主体です。一人ひとりの能力を引き出し、個々の自己実現を目指していきます。

地域の中の事業者、企業市民、ボランティア、市民団体、NPO、教育機関、医療・保健機関など、すべて地域福祉の主体です。

すべての人の人権の侵害を許さず、年齢・性別・国籍・心身の状況・社会的な立場など、それぞれの違いにかかわらず個人としての尊厳が守られ、本人の意思が尊重され、また相手の意思を尊重し、相手の尊厳を守ります。

(2) あるべき地域像

地域は、住民の生活の場であり、住民の活動拠点となるべき場です。身近な生活範囲の中で、安心して暮らせるサービス基盤や情報の提供があり、相談にも対応してもらえるような、長く住み続けられる環境にある地域をつくりまします。

(3) 支えあい共に生きる

個人ができることは必ずあります。その力を活かして、支えられる立場だけでなく、時には支える立場となり支援に参加するなど、助けあいと連帯意識の醸成が必要不可欠です。

人は人と人のつながりの中で生きています。ソーシャルインクルージョン、ノーマライゼーション、多世代交流、男女共同参画、多文化交流といった理念のもとに、

互いの立場を思いやり、住民相互のつながりを強めるよう影響を与えあいながら、社会的援護を必要とする人々も包み込み（積極的共存）、誰もが自分らしく生きていくことを確認できる共生の地域をつくりまします。

（4）安心と活力の福祉コミュニティの実現

福祉コミュニティとは、社会的援護を必要とする人々が、地域の中で孤立や孤独感をもたないように、当事者・家族やボランティア及び社会福祉関係者が中心となって、地域の方々と豊かな交流が図れるように働きかけ、地域としての連帯意識を高めることをめざしたコミュニティです。

すべての人々が、助けあい、生活を支える環境が整うことによる安心感をもつことが重要であり、福祉を軸とする人と人とのつながりや支えあいのある地域社会づくり・ひとつづくりが必要不可欠です。

また、住民相互の支えあいの構築とともに、新しい産業の創出など地域の活力づくりや、企業などの関わりによる地域との生活支援のためのネットワークを強化し、安心と安全のセーフティネットづくりを目指します。

2 基本目標

基本理念に掲げる福祉コミュニティを実現するために、次の3つの基本目標を定めます。

（1）つながり、支えあうまちをつくろう

少子高齢化の急速な進行に伴う世帯構造の変化は、地域住民どうしの結びつきの希薄化をもたらしています。平成23年の東日本大震災などの経験を通じて、地域のつながりや人と人とのきずなの重要性を再認識しました。

市民一人ひとりが地域社会を構成する一員として、身近な地域で互いに支えあうために、「見守り・声かけ・発見・つなぎ」をおこなう地域福祉活動の活性化を図り、地域の福祉力の向上を目指します。

また、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるように、ユニバーサルデザインの考え方、理念をさらに広めていくことが必要です。

（2）地域で発見、相談、支援できるしくみをつくろう

地域における福祉課題が複雑多様化し、これまでのように公平・均一なサービス提供だけでは、この多様化した市民ニーズに応えることはできません。支援を必要とする人に必要なサービスが受けられるよう、また、現行のしくみでは対応できない「制度の谷間」の課題にも対処できるよう、身近な地域での相談支援体制や交流の場を充実するとともに、分野を越えた専門相談機関どうしが連携してサービスにつなげる地域福祉ネットワークのしくみを構築します。

(3) 地域福祉のこころを育もう

地域福祉の推進のためには、性別、年齢、障害の有無や国籍などにかかわらず、地域に居住するすべての人が、地域社会の一員として福祉についての関心を持つとともに、さまざまな交流の機会を通して多様性を理解し、福祉への理解の深化を図る「心のバリアフリー」が求められています。

地域福祉を担う人材を育て、裾野を広げていくためには、あらゆる世代の人に対する福祉教育を充実させる必要があります。また、各世代に応じたボランティアニーズを発掘し、地域に密着した効果的な情報提供を行い、活動を担う人材やリーダーの育成を支援するとともに、地域福祉活動をおこなううえで欠かせない拠点づくりや、ボランティア団体、NPOなどの活動への支援をおこないます。

3 第4期地域福祉計画の体系



4 第4期地域福祉計画における地域福祉ネットワークのイメージ

地域福祉活動の円滑な推進のためには、適切な活動範囲を設定し、機能しやすい圏域でのネットワーク形成を図る必要があります。

地域において支援を必要とする人を早期に発見し、必要なサービスにつなぐなど適切な支援が行われるためには、まず、近隣住民、自治会、民生委員・児童委員、校区福祉委員などによる日常的な近所づきあいを通じた相談・見守りなど行う「最も身近な福祉のネットワーク」が『小学校区』単位で構築されます。

そのいくつかの小学校区単位で一定の情報共有が図られている『中学校区』単位には、コミュニティーソーシャルワーカー（以下、「CSW」という。）が配置され、身近な見守りにおいて発見された困難な事例の個別支援やつなぎといった機能、また身近なネットワークの構築を支援する機能を担います。

さらに、『リージョン区』単位において地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、子育て支援センターなどを中心に、それぞれの分野におけるネットワークを通じた課題解決を図るほか、社会福祉協議会により配置された地域担当職員（以下、「社協COW」という。）を中心に医療機関や学校園などさまざまな社会資源を含めた上で「分野を越えた専門職のネットワーク」につなげていくとともに、身近なネットワークのコーディネートを行うことで、より広域的・複合的な課題解決に取り組む重層的な地域福祉ネットワークの構築を図っていきます。

CSWと社協COWはそれぞれの強みを活かしながら、連携して課題に取り組んでいきます。



わたしたちを支える地域福祉のネットワーク



